## 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第５項で準用する第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年７月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 25 年７月 10 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マミーズ・ネット

３　代表者の氏名

中條　美奈子

４　主たる事務所の所在地

上越市中田原１番地

５　定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる人たちや子どもたちを支援する活動を通じ、子どもの幸せを願うすべての人々が、地域で支えあって子育てしていける環境を整えることを目的とする。また、「子どもも大人も性別にとらわれずに生きやすい社会」をめざし、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(2) 男女共同参画社会の形成を図る活動

７　定款の変更内容

| 変　　更　　後 | 変　　更　　前 |
|---|---|
| （権能）<br>第23条　（略）<br>(1)～(3)　（略）<br>(4) 事業計画及び活動予算の決定<br>(5) 事業報告及び活動決算の承認<br>(6)～(8)　（略） | （権能）<br>第23条　（略）<br>(1)～(3)　（略）<br>(4) 事業計画及び収支予算の決定<br>(5) 事業報告及び収支決算の承認<br>(6)～(8)　（略） |
| （資産の構成）<br>第39条　（略）<br>(1)～(3)　（略）<br>(4) 財産から生ずる収益<br>(5) 事業に伴う収益<br>(6) その他の収益 | （資産の構成）<br>第39条　（略）<br>(1)～(3)　（略）<br>(4) 財産から生ずる収入<br>(5) 事業に伴う収入<br>(6) その他の収入 |
| （事業計画及び予算）<br>第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。 | （事業計画及び予算）<br>第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。 |
| （暫定予算）<br>第43条　前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。<br>２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 | （暫定予算）<br>第43条　前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。<br>２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 |

| | |
|---|---|
| （事業報告及び決算）<br>第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。<br>２　（略）<br><br>（定款の変更）<br>第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。 | （事業報告及び決算）<br>第46条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。<br>２　（略）<br><br>（定款の変更）<br>第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。 |